

運転免許技能試験官の指定等に関する規程

〔昭和59年3月5日〕
本部訓令第3号

運転免許技能試験官の指定等に関する規程（昭和42年兵庫県警察本部訓令第6号）の全部を改正する。

運転免許技能試験官の指定等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第24条第8項及び公安委員会事務専決規程（昭和42年兵庫県公安委員会訓令第16号）第2条の規定に基づき、自動車運転免許試験のうち技能試験を行う警察職員（以下「技能試験官」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（技能試験官の資格要件）

第2条 技能試験官としての資格要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交通部運転免許試験場（以下「試験場」という。）に勤務する巡査部長以上の階級にある警察官又はこれと同等程度の能力を有すると認められる一般職員（単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県規則第16号）の適用を受ける職員を除く。）であること。
- (2) 年齢25歳以上の者であること。
- (3) その者が従事する技能試験に使用する自動車に係る運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けており、かつ、次に掲げる自動車の運転経験の期間を有する者であること。
 - ア 自動二輪車に係る免許についての技能試験官にあつては、自動二輪車の運転経験の期間が通算して3年以上
 - イ 自動二輪車以外の自動車に係る免許についての技能試験官にあつては、普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車の運転経験の期間が通算して3年以上
- (4) 第5条に規定する技能試験官任用教養を終了し、かつ、技能試験官として必要な自動車及び道路交通に関する法令並びに自動車の構造及び取扱方法に関する知識を有する者であること。
- (5) 言語が不明確であるなど公衆接遇上欠陥のある者その他技能試験官として不適当と認められる者でないこと。

（指定）

第3条 交通部運転免許試験場長（以下「試験場長」という。）は、前条に規定する資格要件に該当する警察職員について技能試験官の指定を受けようとするときは、交通部長が定める様式の技能試験官^{指定}申請書により警察本部長（以下「本部長」という。）に指定の申請をしなければならない。

2 本部長は、前項の申請に基づき技能試験官を指定するときは、当該警察職員に対し交通部長が定める様式の指定書を交付して行うものとする。この場合においては、その交付状況を交通部長が定める様式の指定書交付簿により明らかにしておかなければならない。

3 試験場長は、前項により技能試験官の指定を受けた警察職員を、交通部長が定める様式の技能試験官名簿に登載するものとする。

（指定の解除）

第4条 試験場長は、技能試験官が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、技能

試験官指定解除申請書に当該技能試験官に係る指定書を添付して、指定の解除を本部長に申請しなければならない。

- (1) 第2条の資格要件を欠くこととなったとき。
 - (2) 人事異動により技能試験官の職務を行わなくなったとき。
- 2 本部長は、前項の上申に基づき技能試験官の指定を解除したときは、その状況を指定書交付簿に記録するものとする。
 - 3 試験場長は、技能試験官の指定が解除されたときは、当該技能試験官を技能試験官名簿から抹消するものとする。

(教養)

第5条 試験場長は、技能試験官として必要な事項を修得させるため、新たに技能試験官の指定を受けようとする者に対し、技能試験官任用教養を、現任の技能試験官に対し、技能試験官現任教養を行わなければならない。

- 2 前項の技能試験官任用教養及び技能試験官現任教養の内容は、次表のとおりとする。

任 用 教 養			
項 目	科 目	時 間	
		新規指定予定者	再指定予定者
一 般 教 養	運転免許制度の教養	2時間以上	
	試験官の心構え	2時間以上	2時間以上
	運転免許事務の概要	3時間以上	
	運転心理	3時間以上	
	計	10時間以上	2時間以上
基 礎 教 養	交通の方法に関する教則の内容となっている事項	60時間以上	4時間以上
	自動車の構造及び取扱いの方法	20時間以上	3時間以上
	自動車の安全な運転に関する知識	50時間以上	4時間以上
	試験官として必要な自動車の運転技能	90時間以上	8時間以上
	運転免許試験に関する法令等の知識	30時間以上	2時間以上
	計	250時間以上	21時間以上
実	技能試験の実施に関する実務	20時間以上	3時間以上
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	150時間以上	15時間以上

務 教 養	自動車の運転技能に関する採点方法	120時間以上	10時間以上
	試験実施基準に関する知識	130時間以上	12時間以上
	計	420時間以上	40時間以上
合 計		680時間以上	63時間以上
現 任 教 養			
技能試験官として必要とする科目		月 間 1 0 時 間 以 上	

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現に改正前の運転免許技能試験官の指定等に関する規程第3条により本部長から技能試験官に指定されている者については、改正後の運転免許技能試験官の指定等に関する規程第3条により指定されたものとみなす。

附 則 (昭和61年11月28日本部訓令第16号)

この訓令は、昭和61年11月28日から施行する。

附 則 (平成8年8月28日本部訓令第13号)

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月22日本部訓令第19号)

この訓令は、平成16年12月22日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日本部訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月21日本部訓令第4号抄)

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。